新型コロナウイルスに関する町長メッセージ

町民の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組んでいただくと ともに冷静な行動に努めていただいておりますことに感謝申し上げます。

全国では、1都3県(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)を中心に感染者が 急増しており、爆発的な感染拡大が懸念される状況にあります。

秩父地域においても、感染者が増加傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、1月7日(木)、菅総理大臣が『緊急事態宣言』を発 令いたしました。埼玉県も実施区域に含まれており、大野埼玉県知事から埼玉県 が実施する「緊急事態措置」について発表がありました。

皆野町では、同日に「皆野町対策本部」を設置するとともに、政府対策本部、 埼玉県対策本部及び近隣市町村対策本部と連携を図り、感染の拡大防止に向けて 下記のとおり取り組んでまいります。町民の皆様には、引き続きご理解とご協力 をいただくとともに、冷静な対応をお願い申し上げます。

記

- 1 不要不急の外出の自粛をお願いします
 - ※ 通院、生活必需品の買い物、散歩などの生活維持に必要な場合は除きます。
- 2 公共施設における利用制限について
 - (1) 期 間 1月8日(金)から2月7日(日)まで
 - (2) 内 容
- ふれあいプール・ホット、文化会館、総合センター(公民館)、 わく・ワクセンター、各種体育施設等の利用については、 午後8時までとします。
- 長生荘は、1月11日(月)から休館します。
- ※ なお、今後の状況により変更になる可能性があります。
- 3 感染拡大防止対策の徹底について(あなたと大切な人を守るために)

新型コロナウイルス感染症にかからない、うつさないために正しい予防と行動を お願いします!

- (1) 咳エチケット(マスクの着用)と手洗いを徹底しましょう。
- (2) 3密(密集・密接・密閉)を避けましょう。

令和3年1月8日

皆野町長 石木戸 道也

新型コロナウイルスに関する重要なお知らせ

● 国による『緊急事態宣言』について

1月7日(木)、新型コロナウイルスが国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的かつ急速なまん延により国民生活と経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、菅総理大臣が『緊急事態宣言』を発令しました。

実施区域	東京都、 埼玉県 、千葉県、神奈川県
実施期間	令和3年1月8日(金)から 2月7日(日)まで

【国民の皆さんにお伝えしたいポイント】

- 〇首都圏を中心に、新規感染者が過去最多を記録し続け、医療体制がひっ迫しています。この現状に歯止めをかけ、減少傾向に転じさせることが目的です。
- ○今回の緊急事態宣言は、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクの高い場面に絞って、効果的・重点的な対策を徹底します。
- 〇具体的には、飲食を伴うものを中心として対策を講じます。そのため、飲食 につながる人の流れを制限する、飲食店に対する営業時間短縮要請を行うと ともに、夜間の外出自粛の要請、テレワークの推進などを行います。

● 埼玉県による緊急事態措置の実施について

国による『緊急事態宣言』発令を受け、感染の拡大に歯止めをかけ、医療崩壊 を防ぐとともに県民の命を守るため、埼玉県では県内全域に対して以下のとおり 「緊急事態措置」を実施します。

1 外出自粛の要請

不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛。特に、午後8時以降の不要不急の 夜間外出自粛。

(医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、通学、屋外での 運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く)

2 飲食店の営業時間の短縮要請等

対 象:県内の飲食店、喫茶店等、遊興施設等(バー、カラオケボックス等)

内容:営業時間 午前 5時から午後8時まで

酒類提供時間 午前11時から午後7時まで

※ 令和3年1月12日(火)から2月7日(日)まで

3 イベント等の開催制限の要請

- 〇収容人員 1 0, 0 0 0 人を超える施設でのイベントの参加者は 5, 0 0 0 人を上限
- 〇収容人員10,000人以下の施設でイベントの参加人数は、収容率50% を上限

4 その他の事業者への要請

- 〇テレワークの徹底(目標値:出勤者数を7割削減)
- 〇在宅勤務・時差出勤の徹底
- 〇職場・寮における感染防止策の徹底
- ○従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ
- 〇全てのイルミネーションの早めの消灯

新型コロナウイルス感染症に関連する 人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者等に 対する不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷などが見受けられます。

新型コロナウイルス感染症を理由にした「コロナ差別」は絶対にあっては なりません。

新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。

一人ひとりが思いやりのある気持ちをもって接することが大切です。

公的機関の提供する正確な情報に基づき、冷静な行動をお願いいたします。

気になる症状がある方は まずは電話で相談

感染を広げないため、「発熱」・「せき」・「だるさ」などの症状のある 方は、ためらわずに電話で相談してください。

■「かかりつけ医」がいる場合

かかりつけ医に電話で相談してください。

■「かかりつけ医」がいない場合

● 埼玉県受診・相談センター

電話:048 - 762 - 8026 (月~土 午前9時00分~午後5時30分)

● 埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター

電 話:0570 - 783 - 770(24時間受付)